

全体評価（案）

評価結果

全体として年度計画及び中期計画のとおり順調に進捗している

大項目評価及び小項目評価

項 目	評 価 項目数	ウェイトを考 慮した 項目数	小項目評価					大項目評価
			5	4	3	2	1	
第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	14	23		4	19			A 順調に進んでいる
第 2 業務運営の改善及び効率化	5	7			7			A 順調に進んでいる
第 3 財務内容の改善	6	10			10			A 順調に進んでいる
第 4 その他業務運営に関する重要事項	3	4			4			A 順調に進んでいる
合 計	28	44		4	40			

* 評価項目の中で、「市民病院としての公的役割を果たす上での重要項目」及び「平成 27 年度計画重点項目」についてウェイトを 2 としている。

* 小項目評価

- 5・・・年度計画を大幅に上回って実施。
- 4・・・年度計画を上回って実施。
- 3・・・年度計画を順調に実施。
- 2・・・年度計画を十分に実施できていない。
- 1・・・年度計画を大幅に下回っている。

* 大項目評価

- S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合）
- A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる（すべての項目が 3～5）
- B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる（3～5 の割合が 9 割以上）
- C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている（3～5 の割合が 9 割未満）
- D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある（評価委員会が特に認める場合）

評価判断理由

第2期中期計画の2年目となる平成27事業年度においても、理事長、院長以下職員が一丸となり、中央市民病院は、市全域の基幹病院として、西市民病院は、市街地西部の中核病院として、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、市民の生命と健康を守るという役割を果たすとともに、地方独立行政法人のメリットを活かし、病院機能の向上に適切に取り組んだ。

中央市民病院においては、神戸市全域の救命救急センターとして「断らない救急」を継続し、救急車搬送応需率を高水準で維持したほか、高度医療機器を使用した手術・検査の実施件数が増加したこと等、西市民病院においては、24時間365日の救急医療体制の継続の下、救急車受入件数・救急車搬送応需率がともに向上したほか、手術支援ロボット「ダヴィンチ」^{*1}の導入等による患者にとって安全で負担の少ない手術が行える体制を整備したこと等、両病院ともに市民病院として質の高い医療提供体制の充実を図っている。

また、医療事故調査制度^{*2}が開始されたことに伴う院内指針の整備等を実施し、医療安全の確保に取り組んだほか、神戸市看護大学との連携強化等による看護職員確保への取り組みや、医師に対する人事評価制度の試行的実施を決定する等、医療機能向上に向けた取り組みのみならず、優秀な人材の確保や職員にとってやりがいの持てる環境づくりにも力を入れていることについても評価できる。

経営の面では、経常損益について地方独立行政法人化後、初めての赤字となったが、診療報酬の分析を行い、新たな加算の取得による収入の確保や契約方法の見直し等による費用の合理化等、様々な項目における経営努力を行った。

このように病院を取り巻く環境は厳しいものの、救急医療や高度・先進医療等の政策的医療も含め質の高い医療を安全に市民に提供するという市民病院としての役割を果たし、計画を達成するために効果的な取り組みが行われており、以上の実績を総合的に判断し、平成27事業年度の業務実績に関する評価については「全体として年度計画及び中期計画のとおり順調に進捗している」とした。

なお、経常収支比率等目標値を下回った項目が見受けられることから、経営面における分析に積極的に取り組むとともに、これまで以上に効率的かつ効果的な体制及び組織の構築に取り組むことで、収益の確保・費用の抑制を図り、健全な経営基盤を確保し、市民病院としての役割を維持できるよう、病院一丸となった取り組みに努めて頂きたいことを併せて意見として附する。

※1 手術支援ロボット「ダヴィンチ」

3次元立体画像（3D画像）や、繊細な鉗子の動きにより従来の手術よりも正確性、安全性、低侵襲性の向上が期待される。平成24年4月より前立腺悪性腫瘍手術、平成28年4月より腹腔鏡下腎部分切除術において使用した場合は保険適用が認められた。

※2 医療事故調査制度

医療行為に起因して予期しない死亡又は死産が発生した場合に、その医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組みを、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するもの。